

広島県告示第百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

吉浦池ノ浦町二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
呉市	吉浦池ノ浦町		魚見	四四一番一地先 市道敷 四六一番 四一二番九地先 市道敷 四〇九番一 五三三番一二	標柱一号 標柱二号及び三号 標柱六号 標柱七号 標柱四号及び五号
吉浦町					

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

両谷昭和会館東地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	両谷三丁目		一一六八七番 甲一一六九二番一 甲一一六八三番一	標柱一号 標柱二号及び三号 標柱四号及び五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東鹿田地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号から三号までを昭和四十五年二月二十日広島県告示第百三十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存する

郡市・区		東鹿田町		大字・字		地番		標柱番号	
呉市		東鹿田町				九番		標柱一号及び六号	
						一三番		標柱二号及び三号	
						一二番		標柱四号	
						九番一地先道路敷		標柱五号	